

令和3年度中央市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度中央市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ481,075千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,488,318千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
14 国 庫 支 出 金			
	2 国 庫 補 助 金		
	3 委 託 金		
15 県 支 出 金			
	2 県 補 助 金		
	3 委 託 金		
18 繰 入 金			
	1 基 金 繰 入 金		
20 諸 収 入			
	3 雑 入		
21 市 債			
	1 市 債		
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,736,161	137,467	1,873,628
303,151	136,835	439,986
5,796	632	6,428
880,928	6,924	887,852
273,285	1,765	275,050
76,219	5,159	81,378
998,268	225,331	1,223,599
978,268	225,331	1,203,599
533,732	△4,547	529,185
530,065	△4,547	525,518
1,841,572	115,900	1,957,472
1,841,572	115,900	1,957,472
14,007,243	481,075	14,488,318

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
	2 企画費
	6 防災費
	7 統計調査費
3 民生費	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
6 農林水産業費	1 農業費
7 商工費	1 商工費
8 土木費	2 道路橋梁費
	4 都市計画費
9 消防費	1 消防費
10 教育費	2 小学校費
	3 中学校費
	4 社会教育費
	5 保健体育費
歳出	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,590,035	△2,188	1,587,847
1,036,434	△4,077	1,032,357
119,134	1,173	120,307
89,889	704	90,593
1,655	12	1,667
5,079,815	2,988	5,082,803
2,065,955	1,500	2,067,455
2,637,885	1,488	2,639,373
517,854	1,715	519,569
497,859	1,715	499,574
205,514	336,043	541,557
205,514	336,043	541,557
1,585,508	130,789	1,716,297
324,850	122,000	446,850
1,176,471	8,789	1,185,260
508,138	253	508,391
508,138	253	508,391
1,404,937	11,475	1,416,412
353,041	2,931	355,972
136,901	300	137,201
185,778	5,152	190,930
592,437	3,092	595,529
14,007,243	481,075	14,488,318

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償還の 方 法	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償還の 方 法
合併特例事業債	545,300	普通 貸借	5.0% 以内(た だし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 資金に ついて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当該 見直し 後の利 率)	政府資金 については、 その融資条 件により、銀 行その他の 場合には、そ の債権者と 協議する。 ただし、財 政その他の 都合により、 据置期間及 び償還期間 を短縮し、若 しくは、繰上 償還又は低 利に借換え することができる。	661,200	普通 貸借	5.0% 以内(た だし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 資金に ついて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当該 見直し 後の利 率)	政府資金 については、 その融資条 件により、銀 行その他の 場合には、そ の債権者と 協議する。 ただし、財 政その他の 都合により、 据置期間及 び償還期間 を短縮し、若 しくは、繰上 償還又は低 利に借換え することができる。

令和3年度中央市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度中央市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ252千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,195,368千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
4 県 支 出 金	
	1 県 負 担 金 ・ 補 助 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,262,159	252	2,262,411
2,262,159	252	2,262,411
3,195,116	252	3,195,368

歳 出

款	項
2 保 險 給 付 費	6 傷 病 手 当 金
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,216,282	252	2,216,534
1	252	253
3,195,116	252	3,195,368